

## 入間市手数料条例の一部を改正する条例 改正要旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）等の一部改正（令和元年11月16日施行）に伴い、次の手数料について改正を行います。

## ○ 都市の低炭素化の促進に関する法律関係

別表54の項 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

別表55の項 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

## ○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

別表56の項 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料

別表57の項 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料

別表58の項 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料

- ・ 建築物エネルギー消費性能基準の見直し等が行われ、低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価において、住宅については現行の詳細な評価方法に加えて、次に掲げる簡易な評価方法が新たに追加されました。
  - ① 共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法
  - ② モデル住宅を用いた評価方法
- ・ 上記①の評価方法を用いた場合の手数料は、共用部分を除いた住戸部分のみの床面積で算出します。（別表54の項～別表58の項）
- ・ 上記②の評価方法を用いた場合の手数料は、既に規定されている他の同様な審査と同額とします。（別表58の項）
- ・ 手数料の額は、埼玉県や近隣市と同様とします。

施行日 公布の日